

2024年9月1日

吸収合併に係る事後開示書面  
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

東京都中央区築地一丁目13番1号  
メドピア株式会社  
代表取締役 石見 陽

当社は、2024年7月11日付けで株式会社やくばととの間で締結した吸収合併契約に基づき、当社を吸収合併存続会社、株式会社やくばとを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行い、当社が株式会社やくばとの権利義務（資産及び負債を含みます。）の一切を承継いたしました。よって、以下のとおり本合併に係る事後開示をいたします。

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

本合併の効力発生日は、2024年9月1日です。

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社において、会社法第784条の2の規定に基づき本吸収分割をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は当社の完全子会社であることから、会社法第785条第3項括弧書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2024年7月26日付けで官報により公告を行い、また、2024年7月26日付けで知れている債権者に対して各別に催告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する簡易合併に該当するため、会社法第796条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2024 年 7 月 26 日付けで株主に対する通知に代わる公告を行いました。株主からの反対通知はありませんでした。なお、本合併は、会社法 796 条第 2 項本文に規定する簡易合併に該当するため、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、株式の買取請求の適用はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 7 月 26 日付けの官報及び電子公告により公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2024 年 9 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社における資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する権利義務の一切を吸収合併消滅会社より承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記予定日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2024 年 9 月 2 日以降、会社法第 921 条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

2024年7月26日

吸収合併に係る事前開示書面  
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

東京都中央区築地一丁目13番1号  
株式会社やくばと  
代表取締役 後藤 直樹

当社は、2024年9月1日を効力発生日として、メドピア株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行い、メドピア株式会社が当社の権利義務（資産及び負債を含みます。）の一切を承継することにいたしました。よって、以下のとおり、本合併に係る事前開示をいたします。

記

- 1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）**  
別紙1のとおりです。
- 2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項）**  
吸収合併存続会社は、本合併に際して、当社の株主に対して吸収合併存続会社の株式の交付及び割当てを行いません。当社は吸収合併存続会社の完全子会社であることから、これを相当であると判断いたしました。  
なお、当社には、共通支配下関係にない株主は存在しません。
- 3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号及び第4項）**  
該当事項はございません。
- 4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項）**  
該当事項はございません。
- 5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号及び第6項）**
  - 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項
    - 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容  
別紙2のとおりです。

② 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

③ 吸収合併存続会社について、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ア のれんに係る減損損失（連結）の計上及び関係会社株式評価損（個別）の計上

吸収合併存続会社は、吸収合併存続会社の連結子会社である株式会社クラウドクリニックに係るのれんについて、当初想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、2024年9月期第2四半期連結会計期間において、同社にかかるのれんの未償却残高全額について減損処理を実施しており、減損損失 282 百万円を特別損失として計上しております。

また、上記に伴い、吸収合併存続会社は個別決算において 373 百万円を関係会社株式評価損として計上しております。なお、個別決算における関係会社株式評価損は連結決算では消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

イ 株式会社 Mediplat の株式の追加取得

吸収合併存続会社は、2024年4月22日の取締役会において、吸収合併存続会社の連結子会社である株式会社 Mediplat の株式を追加取得することを決議し、2024年4月30日をもって当該株式の取得を完了しております。これにより、株式会社 Mediplat は吸収合併存続会社の完全子会社となっております。

ウ 株式会社 Mediplat との吸収分割

吸収合併存続会社は、2024年6月13日付けで、株式会社 Mediplat との間で、吸収合併存続会社を吸収分割承継会社、株式会社 Mediplat を吸収分割会社とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結し、2024年8月1日を効力発生日として、株式会社 Mediplat のライフログプラットフォーム事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

吸収合併存続会社は、当該吸収分割に際して、株式会社 Mediplat に対して分割対価の交付をいたしません。

(2) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

吸収合併消滅会社について、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、本合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあるものと判断いたします。

以 上